

沖縄科学技術大学院大学学園法の概要

沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与するため、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関する必要な事項を定める。

1. 骨子

(1) 沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という）の目的

学園は、沖縄において、沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人とする。

(2) 学園の業務等

ア 沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。

イ 受託・共同研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

ウ 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

エ 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。等

オ 学園は、情報公開の徹底により、業務運営の透明性確保に努めなければならないこととする。

(3) 学園の事務所

学園は、主たる事務所を沖縄県に置くものとする。

(4) 学園の理事会の運営及び役員等の選任に関する特例

ア 理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができるとする。

イ 理事は、優れた科学者、沖縄振興に関する有識者及び大学経営に関する有識者が含まれるようにならなければならないこととする。

ウ 理事の過半数は外部理事となるようにしなければならないこととする。

エ 監事の選任については内閣総理大臣の認可を要することとする。

オ 評議員は、沖縄の経済・社会に関する有識者及び大学経営に関する有識者が含まれるようにならなければならないこととする。 等

(5) 補助金

国は、予算の範囲内において、学園に対し（2）の業務に要する経費の2分の1を超えて補助できることとする。

(6) 事業計画等の認可

学園は、事業計画、長期借入金及び重要な財産の譲渡等について内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする。

事業計画は、沖縄振興に配意され、沖縄振興計画との調和が保たれるものでなければならないこととする。

(7) その他

ア 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散並びにその権利及び義務の学園への承継について必要な事項を定める。

イ 国は、この法律の施行後10年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ウ 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法は、廃止する。

エ その他必要な規定を置く。

2. 施行期日

公布日施行（ただし、学園の組織・運営に関する規定等は、学園の認可の状況等を踏まえて施行（公布から3年以内で政令で定める日））